第9章

保健・医療・介護・福祉を支える人材の育成確保

- 1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師
- 4 看護職員 (保健師·助産師·看護師·准看護師)
- 5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- 6 管理栄養士・栄養士 7 獣医師
- 8 介護サービス従事者
- 9 多様な保健医療福祉サービス従事者

1 医師

医師の確保及び地域間・診療科間の医師偏在の是正を図ることができるよう、栃木県 医療対策協議会やとちぎ地域医療支援センターを中心に医師の養成・招へいや定着の促 進のための取組を強化します。また、男女を問わず医師をはじめ医療従事者がワークラ イフバランスを保ちつつ働くことができるよう勤務環境の改善を支援します。

【現状と課題】

① 医師・歯科医師・薬剤師調査によると、医療施設に従事する人口10万人当たりの医 師数(平成28(2016)年)は、全国値240.1人に対し、栃木県は218.0人(35位)、 病院に従事する人口 10 万人当たりの医師数 (平成 28 (2016) 年) は、全国値 159.4 人 に対し、栃木県は143.9人であり、どちらも全国値以下の状況が続いています。また、 栃木県の医療施設に従事する医師数は、3,931人(平成18(2006)年)から4,285人 (平成28 (2016) 年) へと10年で約9%増加しているものの、全国は263,540人(平 成18(2006)年)から304,759人(平成28(2016)年)と10年で約16%の増加とな っており、増加率は全国値を下回っています。医師の増加を図るため、招へい・定着 のための取組を強化していく必要があります。

医療施設従事医師数の推移(人口10万対)



【資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」】

② 二次保健医療圏別に人口 10 万人当たりの医師数をみると、県東保健医療圏の 112.6 人が最少で、大学病院がある県南保健医療圏では最多の387.2人と、3倍以上の差が 生じており、医師の地域間偏在を是正・緩和する必要があります。

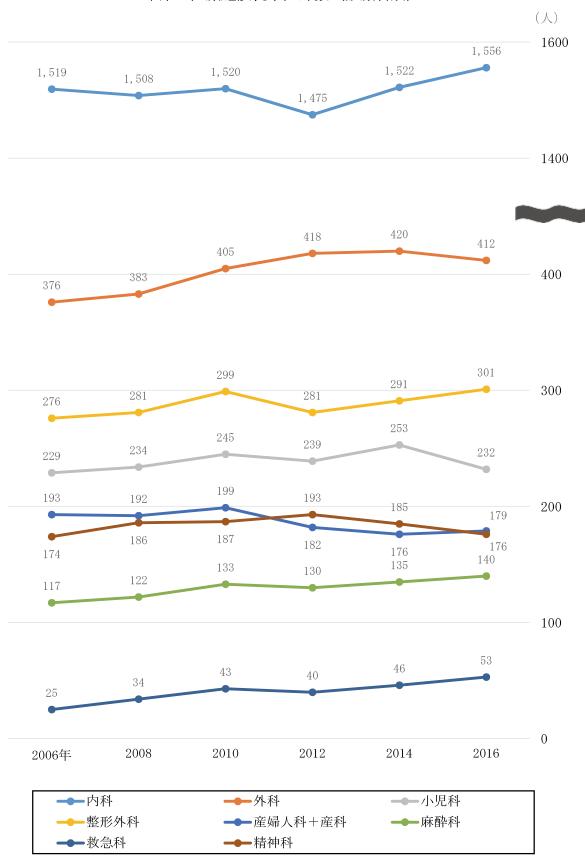
医療施設従事医師数(二次保健医療圏別、人口10万対)

二次 保健医療圏	医療施設 従事医師数	病院 従事医師数	診療所 従事医師数
県 北	141.9	86. 8	55. 1
県 西	140. 3	74. 6	65. 7
宇都宮	193. 6	102. 0	91.6
県 東	112.6	45. 7	66. 8
県 南	387. 2	313. 4	73. 9
両 毛	176. 4	100. 2	76. 2
全 県	218. 0	143. 9	74. 0

【資料:厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」、算出に用いた人口については栃木県「栃木県毎月人 口調査報告書」による】

- ③ 医療施設に従事する医師数の推移を診療科別にみると、産婦人科・産科の医師数の 減少傾向が続いています。また、高齢社会の進展などの社会的な変化や、医学生及び 研修医の診療科選択に際しての指向の変化により、将来的に医師の診療科間偏在が懸 念され、偏在を是正・緩和する必要があります。
- ④ 自治医科大学、獨協医科大学との連携による地域枠設置及び県医師修学資金貸与制 度により地域医療に貢献する医師を養成し、医師不足の公的医療機関等へ派遣を行っ ています。今後も地域医療の維持・確保のため、専門医の取得などのキャリア形成に 配慮しつつ、医師派遣大学等と連携しながら効果的に派遣する必要があります。
- ⑤ 医療施設に従事する医師の過重労働が問題となっている中、医師の確保を図るため には、勤務環境の改善を進めていく必要があります。また、女性医師の増加が進んで いることから、育児・介護等との両立ができる多様で柔軟な働き方を実現するための 取組が必要です。

本県の医療施設従事医師数 (診療科別)



【資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」】

【施策の展開方向】

- ① 県内に勤務する医師の増加を図り、併せて地域間及び診療科間の医師の偏在を是 正・緩和するため、栃木県医療対策協議会における協議及びとちぎ地域医療支援セン ターにおける事業展開により、県内に勤務する医師の養成・招へい及び定着を図りま す。
- ② 医師がライフステージに合わせて多様で柔軟な働き方ができるよう、とちぎ医療勤 務環境改善支援センターを中心に勤務環境改善の支援に取り組みます。

【具体的な取組】

- ① 医師不足状況の把握・分析 栃木県病院医師現況調査や新たに国が整備する医師データベースにより医師不足の 状況を把握・分析し、必要に応じて医療機関や県民に情報提供を行います。
- ② 県による医師の養成及び公的医療機関等への派遣 医師の確保を図るため、県内での臨床研修及び公的医療機関等での特定の診療科に おいて一定期間勤務することを条件とした医師修学資金を本県出身学生等へ貸与する ことにより医師を養成します。併せて自治医科大学における医師養成を今後も継続し ます。

また、医師派遣に当たっては、地域の中核となる公的医療機関や5疾病・5事業等 の政策医療を担う医療機関の医師不足状況を分析し、医師派遣大学等と調整の上、効 果的な派遣を行います。

③ 質の高いキャリア形成プログラムの提供 医師派遣大学及び新たな専門医制度における基幹病院と連携の上、とちぎ地域医療 支援センターにおいて必要に応じてキャリア形成プログラムを見直し、医師不足地域 における担い手確保及び県民に提供する医療の質の向上を図ります。

④ 医師の招へい・定着

臨床研修病院が行う研修医確保のための取組を支援するとともに、医学生や若手医 師を対象とする地域医療ワークショップの開催やメールマガジン配信等を通して、地 域医療に関する理解及び県内定着を促進します。また、県内外の医学生や医師が県内 各病院の研修情報や勤務条件等の情報を得られるよう、県ホームページ等を利用して 情報発信を強化します。

あわせて、県外の医療機関に勤務する医師や復職を希望する医師等を対象に、無料 職業紹介の機能を生かして相談・斡旋を適切に行います。

- ⑤ とちぎ医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善の支援 セミナーの開催、相談窓口の設置、アドバイザーの派遣等により、医師の負担軽減 や仕事と子育で・介護との両立支援等の医療機関の勤務環境改善の取組を支援します。
- ⑥ へき地に所在する医療機関に勤務する医師の支援

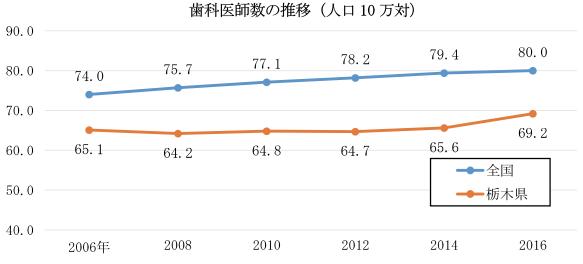
へき地に所在する医療機関の医師の研修や休暇の取得に際して代診医の派遣が必要 な場合は、栃木県へき地医療支援機構又はとちぎ地域医療支援センターの調整により 医師を派遣します。

また、必要に応じて ICT を活用した診療支援システムの導入を支援します。

2 歯科医師

【現状と課題】

① 平成 28 (2016) 年の本県の医療施設に従事する歯科医師数は 1,360 人で、人口 10 万人当たり69.2人となり、全国値の80.0人を下回り、関東7都県中では2番目に低 い値となっています。



【資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査】

② 障害者や高齢者等が身近な地域で安心して歯科保健医療が受けられるよう、提供体 制の構築を図る必要があります。

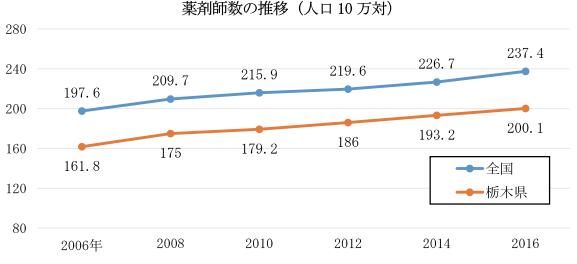
【施策の展開方向】

① 生活習慣病の治療や病気の状態に配慮した歯科医療の提供や、要介護者や障害者の 口腔ケアなどのニーズにも適切に対応できるよう、研修体制の充実に努め、歯科医師 の資質の向上を図ります。

3 薬剤師

【現状と課題】

① 平成28 (2016) 年末現在の本県の薬剤師数は、人口10万人当たり200.1人で、全 国値の237.4人を下回っています。



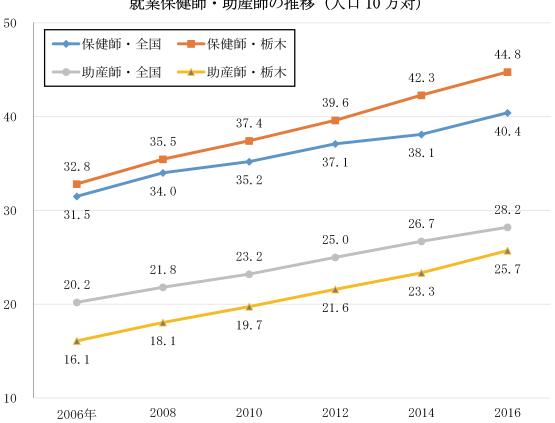
- 【資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査】
- ② 薬剤師は、調剤業務から処方内容のチェック、多剤・重複投薬や飲み合わせの確認、 医師への疑義照会、丁寧な服薬指導、在宅対応も通じた継続的な服薬状況・副作用等 のモニタリング、それを踏まえた医師へのフィードバックや処方提案、残薬解消など の専門性の高い業務へのシフトを図り、かかりつけ薬剤師として役割を発揮していく ことが求められています。
- ③ 在宅医療を推進するために、在宅医療に必要な知識・技術を有する薬剤師を養成す る必要があります。
- ④ 患者・住民が安心して薬や健康に関する相談ができるように、患者の心理等にも適 切に配慮して相談に傾聴し、平易でわかりやすい情報提供・説明を心がける薬剤師の 存在が不可欠であり、薬剤師には、こうしたコミュニケーション能力を高める取組が 求められています。

- ① 医療の高度化・専門化、高齢社会等で多様化する医療・介護等のニーズに対応する かかりつけ薬剤師を養成するため、栃木県薬剤師会等と連携して、生涯教育の体系化 を図り、研修の充実強化に努めます。
- ② 在宅医療を推進するため、関係団体等と連携し、在宅医療に必要な多職種と円滑に 連携できる薬剤師の養成に努めます。
- ③ 栃木県薬剤師会等と連携して、人材の掘り起こしや復職支援のための研修会を実施 するなど、人材の確保に努めます。

4 看護職員 (保健師·助産師·看護師·准看護師)

【現状と課題】

- ① 平成28 (2016) 年末の本県の看護職員は、人口10万人当たり、保健師が44.8 (全 国 40.4)、助産師が 25.7 (全国 28.2)、看護師が 784.7 (全国 905.5)、准看護師が 313.5 (全国 254.6) であり、准看護師を除く保健師、助産師、看護師は増加傾向が見られ ていますが、助産師及び看護師は全国値を下回っています。
- ② 少子高齢化による医療・介護のニーズ増大に伴い、看護職員の需要は様々な分野で 高まり、改めて需給の推計が必要となっています。
- ③ 保健師は、生活習慣病対策、介護予防、高齢者や児童の虐待防止、地域包括ケアシ ステムの構築、健康危機管理対策等、多岐にわたる健康課題に多職種と協働しながら 対応できる専門的能力と行政的能力が求められています。
- ④ 助産師は、安全で安心な出産を推進する他、ニーズの多様化を踏まえた周産期医療 や母子保健に対応するための実践力向上が求められています。
- ⑤ 看護師及び准看護師は、医療の高度化や専門化及び在宅医療の普及、介護・福祉分 野での医療との連携の必要性の高まりに伴い、それらに対応できる知識や技術の向上 が求められています。



就業保健師・助産師の推移(人口10万対)

【資料:厚生労働省「衛生行政報告例」】



就業看護師・准看護師の推移(人口10万対)

【資料:厚生労働省「衛生行政報告例」】

- ① 新たに看護職を目指す人材の確保のために、修学資金の貸与による学生の支援や養 成所の支援を行います。
- ② 離職を防止するために、働き続けられる勤務環境の整備を推進します。
- ③ 再就業を促進するために、離職者に向けた復職支援に取り組みます。
- ④ 経験や到達段階に応じた研修の実施を推進し、専門分野における実践力の向上を支 援します。
- ⑤ 社会ニーズに対応できる保健師育成に向け、効果的な現任教育のあり方を検討しま す。
- (6) 実践力のある助産師育成のために、経験に応じてスキルアップを目指す研修機会を 提供します。
- ⑦ 高度化・多様化する医療機能に対応できる看護師育成のため、研修支援を展開しま す。

5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在の県内の病院・診療所に勤務している理学療法士は 常勤換算で 824.2 人、人口 10 万人当たりで 41.6 となっており、全国値 (60.7) を下回 っています。

平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在の県内の病院・診療所に勤務している作業療法士は常勤換算で 535.1 人、人口 10 万人当たりで 27.0 となっており、全国値 (33.2) を下回っています。

平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在の県内の病院・診療所に勤務している言語聴覚士は常勤換算で 197.5 人、人口 10 万人当たりで 10.0 となっており、全国値(11.2) を下回っています。

疾病構造の変化や高齢化の進行に伴い、今後医学的リハビリテーションの需要がますます。ます高まるものと予測され、これに従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保と質の向上がより一層重要となっています。

○理学療法士 (physical therapist)

病気、けが、老化などで体に障害が生じた人の、寝返り、起き上がり、歩行などの 基本的な動作能力の回復や維持のため、運動療法や温熱、光線、電気などの物理的手 段によるリハビリテーション療法を行います。(国家資格)

○作業療法士 (occupational therapist)

体や心に障害のある人が自分で生活ができるように、日常活動の諸動作、仕事、遊びなどの作業活動を用いて、体の諸機能の回復、維持を促す治療、指導、援助などのリハビリテーション療法を行います。(国家資格)

○言語聴覚士 (speech therapist)

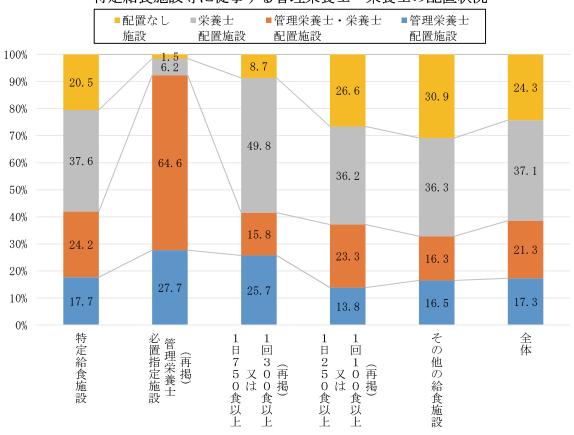
言語や聴覚、さらには食べることに障害のある人に対して、機能の維持と向上のための訓練、検査や助言、指導などの援助を行います。(国家資格)

管理栄養士・栄養士

【現状と課題】

- ① 平成27(2015)年度末における、県内の給食施設に従事する管理栄養士は904人(特 定給食施設⁸⁷に 687 人、その他の給食施設に 217 人)、栄養士は 1,399 人(特定給食施 設に 1,015 人、その他の給食施設に 384 人)となっています。
- ② 本県の市町における行政栄養士(地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養 士等)の配置率は100%で、全国値(87.2%)を上回っています。
- 「健康増進法」第21条第2項により、特定給食施設の設置者は、管理栄養士や栄養 士の配置に努めるなどして、適正な栄養管理体制を確保しなければなりませんが、県 内の特定給食施設 971 施設のうち、管理栄養士・栄養士のいずれも配置されていない 施設が20.5%あります。

特定給食施設のうち「健康増進法」第21条第1項により県等が指定した管理栄養士 必置指定施設は 65 施設ありますが、管理栄養士が配置されていない施設が 7.7%あ り、早急な配置が必要となっています。



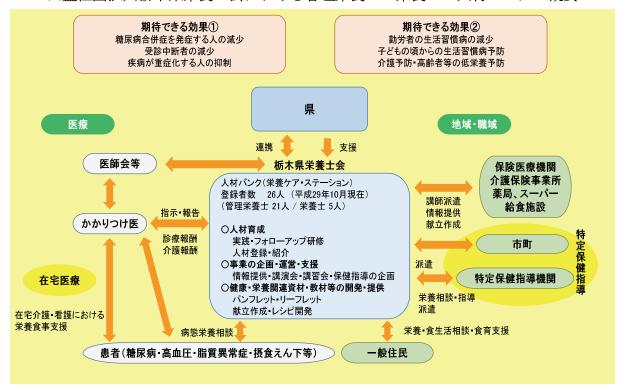
特定給食施設等に従事する管理栄養士・栄養士の配置状況

【資料:厚生労働省「衛生行政報告例(平成27年)」】

⁸⁷ 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるも の。例えば、学校、病院、老人福祉施設などで、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設。

- ④ 栃木県栄養士会が設置する管理栄養士等の人材バンクである栄養ケア・ステーショ ンにより人材を確保しましたが、十分に活用されていません。
- ⑤ 特定保健指導や食育、高齢者や在宅療養者の食事支援、さらには疾病の重症化予防 のための専門的な栄養指導を効果的に行うために、管理栄養士の資質向上が必要とな っています。

公益社団法人栃木県栄養士会における管理栄養士・栄養士の人材バンクの概要



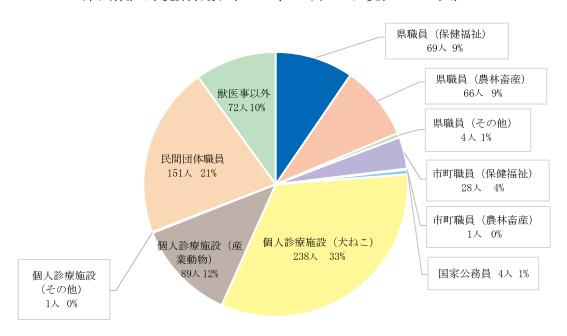
- 市町の栄養指導等が効果的にできるよう行政栄養士の複数配置を促進します。
- ② 特定給食施設等が適正な栄養管理体制を確保できるよう、管理栄養士等の配置を促 進します。
- ③ 管理栄養士等の資質向上のため、栃木県栄養士会等と連携した生涯にわたる技術向 上等のための研修の充実強化を図ります。

7 獣医師

【現状と課題】

- ① 平成28年(2016)末現在の本県の獣医師数は723人、そのうち保健福祉分野に従事 する獣医師数は97人となっており、人口10万人当たり4.9で、全国値の4.2を上回 っています。
- ② 保健福祉分野における獣医師の職域は、食品の安全・安心の確保、感染症予防、BSE⁸⁸ 対策、動物愛護管理など広範囲に及んでいる上、近年の食品流通のグローバル化や感 染症流行の世界的な広がりなどに伴い、獣医師には、微生物学、疫学、公衆衛生学等 の最新の高度な専門知識に基づく指導的役割が求められています。
- ③ 食の安全・安心の確保や動物愛護の推進など、獣医師に対するニーズが高まる一方、 人材の確保が困難な状況にあります。

県内獣医師就業者数(2016年12月31日現在:723人)



【資料:獣医師法第22条に基づく届出状況】

- ① 保健福祉分野に従事する獣医師を確保するため、大学や栃木県獣医師会へ協力を要 請するなど、関係機関等との連携強化により獣医師の確保を図ります。
- ② 科学技術の高度化、県民ニーズの多様化等に対応できるよう、国の機関や大学等と 連携し、充実した研修制度の確保により獣医師の資質向上を図ります。

ss Bovine Spongiform Encephalopathy の略。牛海綿状脳症のこと。牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿 状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示す。原因は、十分に解明されていないが、プリオンという タンパク質が異常化したために発生すると考えられている。

介護サービス従事者

要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう介護を支える人材 の育成確保を目指します。

【現状と課題】

- ① 平成27 (2015) 年6月に公表された介護人材需給推計**では、団塊の世代が全て75 歳以上となる平成37(2025)年に全国で約37.7万人、本県においても、約6,800人 の介護人材の不足が推計されています。また、認知症や一人暮らし高齢者、高齢夫婦 世帯も増加していることから、介護ニーズの量的・質的拡大に対応するため、介護人 材の確保・定着及び質の向上が求められています。
- ② 平成28(2016)年度に県内の介護施設等で就業している介護職員(常勤換算)のう ち、介護福祉士の資格を有している者の割合は約49%であり、質の高い介護をするた めには、介護福祉士の育成や潜在介護福祉士の就労を促進する必要があります。



2013

2014

就業介護職員数(常勤換算)における介護福祉士の割合

【資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」】

2016

2015

2010年

2011

2012

平成30 (2018) 年度に再推計値を公表予定

③ 介護を必要とする高齢者及びその家族が、地域で適切かつ質の高いサービスを受け られるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)は、地域の関係機関等との連携等に より、利用者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行うことが求められています。

- ① 介護人材の育成、確保、定着に向け、介護関係団体、職能団体、労働関係団体、教 育機関等で構成する介護人材確保対策連絡調整会議により連携を図り、地域医療介護 総合確保基金を活用した、多様な人材の参入促進、専門性の明確化・高度化を目指す 資質の向上、キャリアパスの構築や介護従事者の定着を促進する労働環境・処遇の改 善に努めます。
- ② 継続的に質の高い介護が提供できるよう、介護福祉士養成学校入学者や働きながら 介護福祉士を目指す方に対する貸付支援等の施策を実施し、介護福祉士の育成に努め るとともに、離職した介護福祉士等の届出制度等や再就職準備金貸付事業の活用によ り、潜在的介護福祉士の掘り起こしと就労に向けた支援等に努めます。
- ③ 介護支援専門員の資質向上のため、継続的に研修を受講できる体制の整備や主任介 護支援専門員による支援を行うとともに、医療的ケアを必要とするケースにも対応で きるよう、医療的知識の習得や医療職との連携を支援します。

9 多様な保健医療福祉サービス従事者

【現状と課題】

① 歯科衛生士・歯科技工士

平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在の県内の病院・診療所(歯科含む) に勤務してい る歯科衛生士は常勤換算で1,470.0人、人口10万人当たりで74.2となっており、全 国値(84.9)を下回っています。

また、平成26 (2014) 年10月1日現在の県内の病院・診療所(歯科含む)に勤務 している歯科技工士は常勤換算で128.5人、人口10万人当たりで6.5となっており、 全国値(9.0)を下回っています。

○歯科衛生士

歯科医師の指導の下で歯科診療補助、歯科疾患予防措置、歯科保健指導等歯科衛生 に関する業務を行います。(国家資格)

○歯科技工士

歯科医師の指示により歯の修復物(義歯やクラウンなどの歯にかぶせる金属冠など) を製作します。(国家資格)

② 診療放射線技師

平成26(2014)年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している診療放射線 技師は常勤換算で 754.4 人、人口 10 万人当たりで 38.1 となっており、全国値(40.1) を下回っています。

○診療放射線技師

医療機関において、医師又は歯科医師の指示の下にエックス線や放射線照射を行い ます。(国家資格)

3 臨床檢查技師

平成26(2014)年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している臨床検査技 師は常勤換算で1,008.3人、人口10万人当たりで50.9となっており、全国値(50.4) を上回っています。

○臨床検査技師

病院の検査室や衛生検査所において、医師又は歯科医師の指示の下に微生物学的検 査、生体学的検査等の検体検査及び心電図検査等の生理学的検査を行います。(国家資 格)

④ 臨床工学技士

平成26(2014)年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している臨床工学技 士は常勤換算で335.5 人、人口10万人当たりで16.9となっており、全国値(18.7) を下回っています。

○臨床工学技士

医師の指示の下で、人工呼吸器、人工心肺、ペースメーカー、血液透析装置などの 生命維持装置の操作及び点検を行います。(国家資格)

⑤ 精神保健福祉士

平成26(2014)年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している精神保健福 祉士は常勤換算で166.2 人、人口10万人当たりで8.4となっており、全国値(8.3) を上回っています。

○精神保健福祉士

医療施設において精神障害者等の地域相談支援の利用や社会復帰に関する相談に応 じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練や援助を行います。(国家資格)

⑥ 社会福祉士

平成26(2014)年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している社会福祉士 は常勤換算で118.6人、人口10万人当たりで6.0となっており、全国値(8.3)を下 回っています。

○社会福祉士

障害者や環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談 に応じ、助言、指導、保健・医療・福祉サービスを提供する関係者との連絡及び調整や 援助を行います。(国家資格)

(7) その他の国家資格である保健医療福祉サービス従事者 視能訓練士、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復 師、保育士、救急救命士、公認心理師等

- ① 人材の確保を図ります。 養成施設卒業生の県内定着促進
- ② 資質の向上を図ります。 新任者、現任者の資質の向上を図るための研修など各団体の取組等の支援